

(例 規 2 1)

1

陸 幕 補 第 4 5 4 号
令 和 6 年 4 月 2 日

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

航空機事故等により行方不明となった隊員の死亡認定事務の
処理について (通達)

標記について、別紙により実施されたい。

添付書類 : 別紙

死亡認定事務処理要領

(趣旨)

第1条 この処理要領は、戸籍法（昭和22年法律第224号）（以下「戸籍法」という。）第89条の規定に基づく死亡報告のため、陸上自衛隊が主体となって取り調べた航空機事故又は艦船事故により行方不明となった隊員（以下「行方不明隊員」という。）の死亡の認定（以下「死亡認定」という。）に関する事務を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(死亡認定事務の重要性)

第2条 死亡認定事務は、行方不明隊員の身分関係及び財産関係を確定する重要なものであるので、その処理に当たっては、正確、かつ、慎重な調査を行い行方不明隊員に関する事実の確認に努めなければならない。

(死亡認定の要件)

第3条 死亡認定は、次の各号の要件を具備する場合に限り行うものとする。

- (1) 行方不明者が隊員であること。
- (2) 陸上自衛隊が主体となって取り調べたものであること。
- (3) 行方不明隊員の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）から死亡認定の願い出があったこと。
- (4) 行方不明隊員の被服又は携帯品、航空機等の破片又は属具等の収集、事故の現認者の証言等行方不明隊員の死亡を確認するに足る証拠があり、さらに四囲の状況を考慮した際、生存の疑のないものであること。
- (5) 搜索を始めてから2か月以上を経過したものであること。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りではない。

(死亡認定を行う者)

第4条 死亡認定は、行方不明隊員の属する部隊等（将官を長とする部隊及び機関に限る。）の長（以下「死亡認定者」という。）が行うものとする。これに該当しない場合は、次の各号に示すものが行うものとする。ただし、合理的な理由がある場合はこの限りではない。

- (1) 陸上総隊に属する隊員は陸上総隊司令官
- (2) 方面隊に属する隊員は方面総監
- (3) 陸上総隊及び方面隊以外に属する隊員は陸上幕僚長

(死亡認定)

第5条 死亡認定者が死亡認定を行うときは、次の各号に掲げる資料を整え、第3条に定める要件を具備しているかどうかを厳密に審査した上で、行わなければならない。

ただし、合理的な理由がある場合は資料の作成を省略することができる。

- (1) 事故の現認者その他行方不明の状況について知っている者についての聴取書
- (2) 物的証拠についての写真又は図面等を添付した確認資料
- (3) 海上保安庁、警察、気象等各官署から収集した死亡認定に必要な資料
- (4) 行方不明の原因及び捜索の状況等に関する資料
- (5) 事故当時の行動計画及びその根拠となる資料
- (6) 当該行方不明隊員について、すでに他の官公署から死亡報告をされているかどうかに関する市町村長についての調査資料

(死亡報告)

第6条 死亡認定者は、死亡認定をしたときは、死亡報告書正2通（報告先が死亡者の本籍地の市町村長である場合は1通）及び副1通を作成し、正本を戸籍法第89条に定める市町村長に報告し、副本を保管するものとする。

(死亡報告の通知等)

第7条 死亡認定者は、死亡報告をしたときは、死亡報告通知書正副2通と写2通を作成し、次により処理するものとする。

- (1) 正本1通は、死亡認定願い者に送付する。
- (2) 副本1通は保管する。
- (3) 陸上幕僚長に死亡報告をしたことを報告（補任課長気付）するものとし、その報告に写1通を添付する。
- (4) 隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）第17条に基づく死亡報告書に写1通を添付する。

(認定できない場合の通知)

第8条 死亡認定者は、第5条の審査の結果、死亡認定できないと認めたときは、理由を付して死亡認定願い者に通知するものとする。

(書類の様式)

第9条 第3条第3号に規定する親族から死亡認定の願い出があった場合に使用する様式は付紙第1とし、第6条に規定する死亡報告書については付紙第2、第7条に規定する死亡報告通知書については付紙第3のとおりとする。

死 亡 認 定 願

願出人

本 籍

現住所

行方不明隊員との続柄

氏 名

航空機事故/船舶事故により行方不明となった_____について、
階級 氏 名

下記のとおり死亡報告されるよう手続きをお願いします。

記

- 1 行方不明隊員の所属部隊等、官職、氏名、性別及び生年月日
- 2 行方不明隊員の住所、本籍及び筆頭者の氏名
- 3 配偶の関係
- 4 行方不明となった年月日、時刻、場所
- 5 行方不明となったてん末

死 亡 報 告 書

〇〇市区町村長 殿

令和 年 月 日提出

(一)	本籍又は国籍		筆頭者 氏 名	
(二)	男女の別及び氏名		氏 名	
(三)	出生の年月日			
(四)	死亡の年月日、時分			
(五)	死亡者の住所			
(六)	死亡者の住所、 世帯主氏名		世帯主	
(七)	配偶関係、生存配偶 者の氏名、生年月日	1 未婚 2 有配偶 3 死別 4 離別		
		氏 名		生年月日
(八)	職 業			
(九)	その他の事項			
(十)	報告者	部隊の 所在地 部隊名		
		氏 名	(公印省略)	

備 考

- 1
- (六) 欄の住所は、住民票に記載されている住所を記載すること。
- 2
- (七) 欄の配偶関係については、内縁関係のものは含まれない。

殿

死 亡 報 告 通 知 書

氏 名
生年月日

上記の者は、調査の結果に照らし、下記のとおり死亡したものと認定し、
令和 年 月 日 ○○市区町村長に対し、死亡報告をしましたので通知し
ます。

記

- 1 死亡の年月日、時刻
- 2 死亡の場所

令和 年 月 日

部隊等の長

(公印省略)